

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

当金庫は、地域企業の事業性（特性等）を分析・評価し、企業が抱える経営上の各種課題に対して、付加価値向上に資する提案や支援を通じた金融仲介機能の一層の発揮に取り組んで参ります。

a.企業間の連携

各公的機関や外部専門機関との連携により、販路拡大や後継者育成を含む人材育成、事業承継等への支援、それらに伴う各種補助金・助成金活用提案など、各種課題にお応えするとともに、お取引先の付加価値向上に向けた積極的な支援に取り組んで参ります。

b.IT 実装支援

地域企業へのIT導入に有益な補助金・助成金等の申請支援や、外部専門機関や取引先企業等との連携を通じたIT実装支援を行って参ります。

c.専門人材マッチング

外部専門機関や提携企業と連携し、地域企業の人材不足や後継者不在等の課題解決支援を行って参ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイクルを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

当金庫では、四半期毎に取引先約250社に対し職員がヒアリングを行い、「つしん景況レポート」として取りまとめ地域に還元しております。

ヒアリングを通じ、地域企業の業況や見通しを把握し、業種毎の業況判断等を詳細に分析するとともに、経営上の課題や地域金融機関に求める事項に対して、より実効性の高い課題解決に向けた提案を行えるよう取り組んでおります。

当金庫は、「持続可能な作州地域の実現」をビジョンとして掲げており、このような活動を通じて作州地域の活性化のため、これまで以上に地域企業や地域の皆様に対する課題解決・提案型の活動を実践して参ります。

2021年1月28日

津山信用金庫

企 業 名

理事長 松岡 裕司

役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。